

(公印省略)
令和 5 年 5 月 8 日

各生活衛生同業組合理事長 様

(公財) 群馬県生活衛生営業指導センター
理事長 町田 仁一

新型コロナウイルス感染症の 5 類指定への変更に伴う
感染防止対策取組店証「OK マーク」の取扱いについて

平素から、当指導センター事業の実施にあたりご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが
5 類へと変更されたことに伴い、業種別ガイドラインの遵守を示す感染防止対策取組店証
「OK マーク」の取扱いについて、別添のとおり全国生活衛生営業指導センターから通知
がありました。

つきましては、各生活衛生同業組合においては、下記の点にご留意の上「OK マーク」
掲載店への周知・指導方よろしくお願いいたします。

記

【令和 5 年 5 月 8 日以降の「OK マーク」の取扱い】

- 1 令和 5 年 5 月 7 日以前の業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を継続実施して営
業する店舗・施設の場合は、「OK マーク」を引き続き掲示することは可能。
- 2 次のいずれかに該当する店舗・施設は、速やかに「OK マーク」の掲示を取りやめるこ
と。
 - (1) 令和 5 年 5 月 7 日以前の業種別ガイドラインに記載された感染防止対策の要件を満
たさない店舗・施設
 - (2) 令和 5 年 5 月 8 日以降は、基本的な感染防止対策に留意しながら、独自の取り組み
を行う店舗・施設